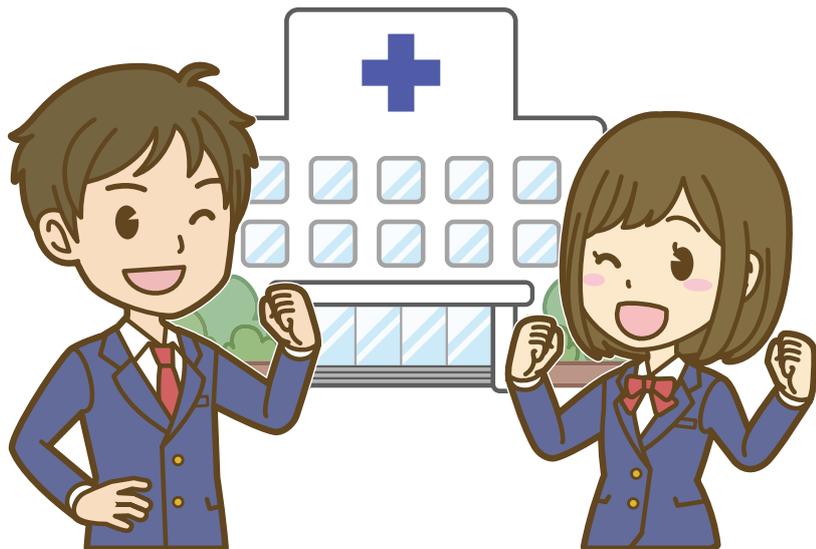


高校生等医療費助成

8月から使える

子ども医療費助成受給券を発行します

市では、高校生相当年齢の子どもにかかる医療費の一部を助成しています。現在、高校生相当年齢の子どもの医療費は、医療機関の窓口で支払い後、自己負担額との差額を受け取るための申請が必要ですが、8月からは受給券(発行には申請が必要)を使用することで、中学3年生までの医療費助成と同様に、医療機関の窓口での支払いを自己負担額のみに行うことができます。



申請・問合せ

〒297-8511 茂原市道表1
子育て支援課 (8階)
☎(20)1573 FAX(20)1606

◆対象

高校生相当年齢(15歳になつた後の最初の4月1日)18歳になつた後の最初の3月31日まで)の子ども

◆受給券の発行

対象となる高校生相当年齢の子どもの保護者に申請書類を送付します。6月14日(金)までに、郵送または子育て支援課へ提出してください。

◆その他

県外の医療機関を受診した時など、受給券を使えなかった場合は、支払日の翌日から2年以内に申請することで、支払った医療費と自己負担額の差額が受け取れます。

高校生相当年齢以下の子ども医療費

対象	市内に住民登録がある高校生相当年齢の方 ※就職し保護者の扶養から外れた場合や婚姻した場合は対象外		市内に住民登録のある0歳～中学3年生の方
受診年月	令和6年4月～7月	令和6年8月～	—
助成方法	医療機関で支払い後、市に申請することで助成額を口座に振り込み	医療機関で健康保険証と子ども医療費助成受給券を提示し、自己負担額を支払う ※発行には申請が必要	医療機関で健康保険証と子ども医療費助成受給券を提示し、自己負担額を支払う
自己負担額	入院1日300円、通院1回300円、調剤は無料(市町村民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)。同月内・同一医療機関で受診する場合、入院は11日目以降、通院は6回目以降の自己負担額は無料		
受給券発送時期	—	令和6年7月下旬予定	

※住民税が未申告の場合は、受給資格等が確認できないため助成(受給券発行含む)ができません。必ず住民税の申告をしてください。

※払い戻しについての申請書は、子育て支援課または同課ウェブページから入手

